## 〔価格に関する付記説明の表示について〕

- Q. チラシ広告(A3サイズ)に中古車の販売価格(「支払総額」)を表示する場合、価格に関する付記説明については、「購入の際に最低限必要なすべての費用が含まれています」とのみ表示すれば、問題ないでしょうか?
- A. 中古車に関する施行規則第6条第3項第1号では、支払総額(車両価格に諸費用を加えた価格)を表示する場合は、「車両価格及び諸費用を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨、及び、当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示する」ことが定められています。これは、支払総額には、購入の際に最低限必要なすべての費用が含まれていることや、支払総額は、一定の条件の下での価格であることが、消費者に分かるようにするためです。

したがって、付記説明については、「支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(検査登録手続代行費用、車庫証明手続代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入の際に最低限必要なすべての費用が含まれております。」、「支払総額は、●月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。」等と表示してください。

## 【正しい表示の例(広告)】



スカーレット1.3X 1300cc CVT

支払総額 **99.8**万円

車両価格90万円 諸費用9.8万円

- ■初度登録2021年 ■走行5.9万km ■修復歴無 ■検2026年7月 ■シルバー
- ■車台番号622 ■コンフォート保証付き(1年走行無制限) ■定期点検整備付き
- ※ 支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(検査登録手続代行費用、 車庫証明手続代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入時に最低限必要なすべての費用が 含まれております。
- ※ 支払総額は、1 月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。 お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

## 【正しい表示の例(プライスボード)】



- ★ 1月現在、県内登録、店頭納車の場合の価格です。
- ★ お客様の要望に基づくオプション等の費用は含まれていません。
- ★ 支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、リサイクル預託金相当額、登録等に伴う費用 (検査・登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)等、購入時に最低限必要な全ての費用が含まれています。